

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 18 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 令和 7 年度鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務

(2) 業務の内容

鳥取県は、鳥取県重複・多剤対策事業について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、令和 7 年度鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 事業実施目的

健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、市町村ごとの健康づくりを一層推進することを目的として鳥取県重複・多剤対策事業を実施することとし、重複・多剤服用者（国民健康保険被保険者に限る。）及びポリファーマシー発生の状況分析を行った上で、薬局・医療機関に相談することを促すことが必要な者に対し服薬情報をお知らせすることにより、健康の保持増進、医薬品の適正使用を推進する。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

(5) 予算額 金 25,630,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 服薬情報通知件数 分析結果による

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」

イ 「その他の委託等」の「その他」

(3) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 企画提案等の順位を決定するため、鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

(3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。

4 評価方法

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価内容ごとに、評価基準に従い評価を行い、その評価点に乗数を乗じて得たものの合計点（100 点満点）をその提案者の得点とする。

評価項目	評価内容	評価基準	乗数	配点												
基本	事業実施目的を正しく理解し、企画提案書に反映されていること。	評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。 <table><tr><th>評価点</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>5 点</td><td>非常に優れている</td></tr><tr><td>4 点</td><td>優れている</td></tr><tr><td>3 点</td><td>標準的である</td></tr><tr><td>2 点</td><td>劣る</td></tr><tr><td>1 点</td><td>非常に劣る</td></tr></table>	評価点	評価基準	5 点	非常に優れている	4 点	優れている	3 点	標準的である	2 点	劣る	1 点	非常に劣る	2	10
評価点	評価基準															
5 点	非常に優れている															
4 点	優れている															
3 点	標準的である															
2 点	劣る															
1 点	非常に劣る															
通知書	通知書のレイアウトやデザインなどに効果的な工夫がなされていること。		2	10												
報告・効果検証	対象者の選定が適切であり、効果を期待できるものであること。		3	15												
	得られた数値等から効果的な分析をすることができること。		2	10												
	効果分析の結果が分かりやすく、県・市町村が活用しやすいこと。		2	10												
業務遂行能力に関する事項	過去に本業務と同様又は類似の業務実績があること。		2	10												
	通知対象者からの問い合わせに十分対応できる体制があるか。	1	5													
	責任者及びスタッフの配置、実施体制、スケジュールの設定が適正であること。	1	5													
創意工夫	事業実施における優位性が認められ、独自の追加提案があるか。	2	10													
個人情報	個人情報保護や情報セキュリティに対する取扱いについて、管理体制が整っていること。	1	5													
見積価格	最低見積価格を提示した者は 10 点とし、それ以外の者は以下の計算式で算出される点数とする。 なお、予算額を超える見積は失格とする。	1	10													
	10 × $\left[\frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該見積価格}} \right]$ ※ 小数点以下第 2 位未満の端数を切り捨てる。			個人情報の漏えい等の有無（-5 点）	個人情報保護 【評価の視点】 ・過去 2 年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。	1	—	内容			100					
個人情報の漏えい等の有無（-5 点）	個人情報保護 【評価の視点】 ・過去 2 年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。	1	—													
内容			100													

5 最優秀提案者の選定方法

4 により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行うこととし、その他の選定方法については、実施要領別紙 3「令和 7 年度鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）」のとおりとする。

6 手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課
電話 0857-26-7165 ファクシミリ 0857-26-8168
電子メール iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領の交付

実施要領は、令和 7 年 6 月 18 日（水）から同年 7 月 9 日（水）の間に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。

（ 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/> ）

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 年 6 月 18 日（水）から同年 7 月 9 日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を各 1 部期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式第 1 号）
- ・公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）
- ・個人情報の管理に係る申告書（様式第 3 号）

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 6 月 18 日（水）から同年 7 月 2 日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵便による場合は、同年 7 月 2 日（水）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は郵便の方法により提出すること。ただし、郵便による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6 (1) に同じ。

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、提出書類を期日までに提出した者に限る。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書は、実施要領別紙 2 「企画提案書作成要領（以下作成要領）という。」に基づき作成するものとする。

提案者は、委託業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書の作成に当たり、委託業務の一部を再委託する予定の者又は委託業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の 1 の (1) のイの事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 6 月 18 日（水）から同年 7 月 9 日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵便による場合は、同年 7 月 9 日（水）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は郵便の方法により提出すること。ただし、郵便による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6 (1) に同じ。

(5) 提出部数及び規格

- ・正本 1 部、副本 5 部
- ・A4 版縦（A3 版の折込可）

9 企画提案書等の作成に関する質疑応答

(1) 疑義の受付

企画提案書等に関し、質問がある場合は、令和 7 年 6 月 18 日（水）から同月 25 日（水）午後 5 時までの間に、6 の (1) の提出先に、書面又は電子メールにて提出すること。（様式は任意）また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(2) 疑義に対する回答

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>) に掲載することにより、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに回答するものとする。

10 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

令和 7 年 7 月 18 日（金）時間は別途通知

(2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 217 番地

鳥取県庁第2庁舎4階第33会議室

(3) 参加条件

ア プレゼンテーションは、20分以内とすること。（質疑を含む。）

なお、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時の10分前までに控室（鳥取県庁第2庁舎4階第28会議室）に集合すること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、8(2)の提出期限までに提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。

11 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 鳥取県ホームページ掲載（公募開始） | 令和7年6月18日（水） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年6月25日（水） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和7年7月2日（水） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月9日（水） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和7年7月18日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年7月下旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和7年7月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和7年7月下旬 |

14 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）で公表するものとする。

(4) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しないものとする。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと

認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、実施要領、実施要領別紙1「業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」、作成要領及び評価要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。